

寒川町告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により本町の区域内の町の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨を告示する。

なお、この告示は、平成30年3月10日から効力を生じる。

平成 30 年 1 月 23 日

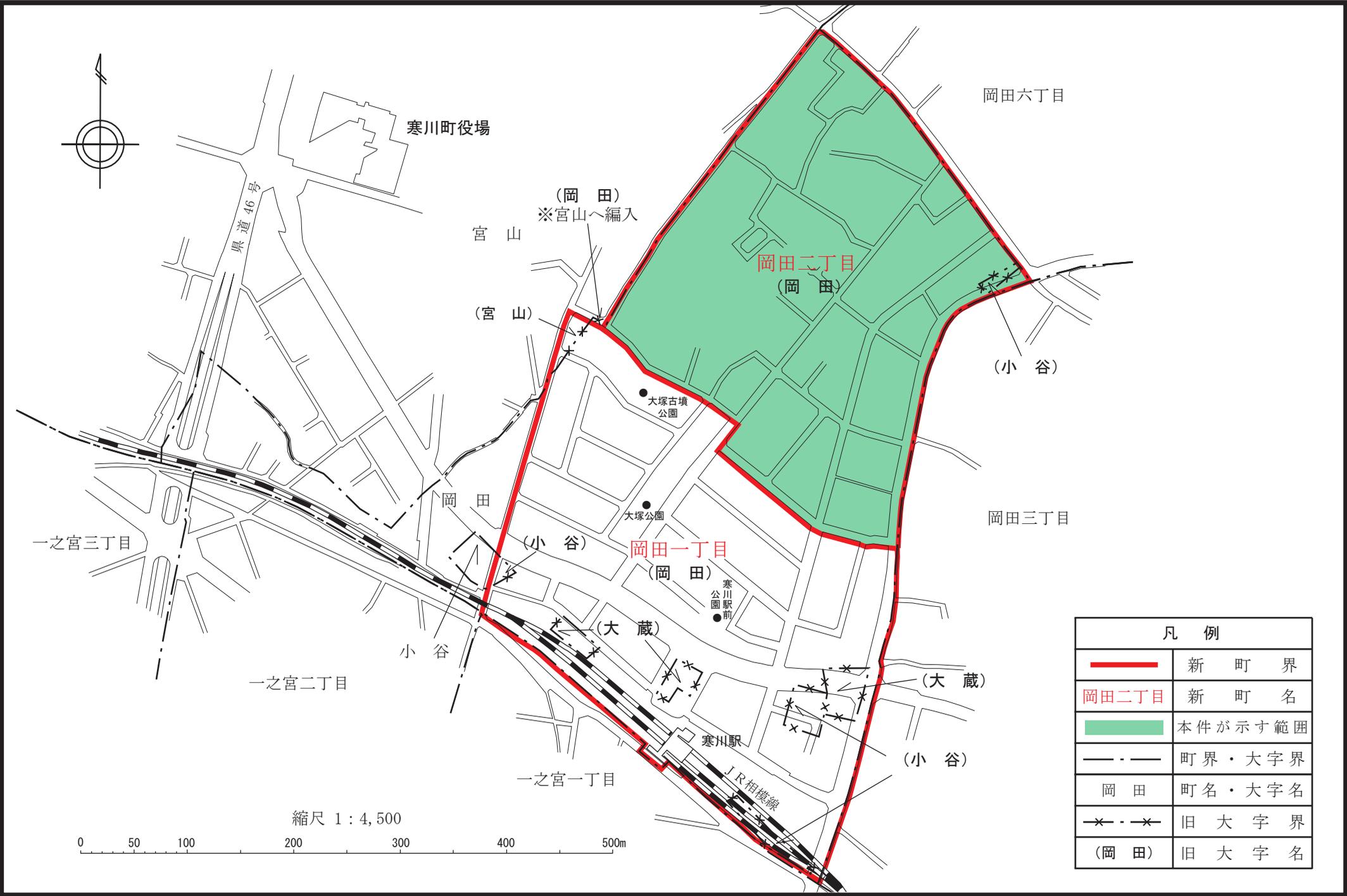
寒川町長 木 村 俊 雄

町の区域の設定

設定後の町名	左に包括される区域の字名	区 域 図
岡 田 二 丁 目	岡田・小谷の各一部	別図のとおり

備 考

町界を定めるに当たっては、道路のうち、おおむね東西に通じるものについては原則として南側の側線を、南北に通ずるものについては原則として東側の側線をもって境界とする。



凡 例	
	新 町 界
岡田二丁目	新 町 名
	本件が示す範囲
	町界・大字界
岡 田	町名・大字名
	旧 大 字 界
(岡 田)	旧 大 字 名